

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	再開発等促進区等内の地区整備計画で容積率の最高限度を規定、当該地区計画等に適合した建築物の容積率の緩和認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の3第1項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>認定については、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）及び住宅地高度利用地区計画制度及び用途別容積型地区計画制度の運用について（平成2年建設省都計発第167号・住街発第146号）を準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	